

国税に関する 附帯税について

□附帯税

申告期限までに申告しなかった場合や、適正な申告でない申告をした場合、納付期限までに納税しなかった場合などには、さまざまな附帯税がペナルティとして課されることになっています。

今回は、国税に関する附帯税について、みていくことにします。

□過少申告加算税

申告税額が過少であった場合には、その過少であった税額の10%相当額の過少申告加算税が課されることになります。

過少であった税額が当初申告した税額または50万円を超える場合には、当初申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分は15%相当額となります。

ただし、税務調査を受ける前に自主的に修正した場合には、過少申告加算税は課されません。

□無申告加算税

申告期限内に申告をしなかった場合には、納付すべき税額の15%相当額の無申告加算税が課されることとなります。

納付すべき税額が50万円を超える場合には、その超える部分については20%相当額となります。

ただし、税務調査を受ける前に自主的に申告した場合には、無申告加算税は5%相当額となります。

□不納付加算税

源泉徴収税額を納付期限までに納付しなかった場合には、納付すべき税額の10%相当額の不納付加算税が課されることになります。

ただし、税務調査を受ける前に自主的に納付した場合には、不納付加算税は5%相当額となります。

□重加算税

上記の過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税について、帳簿書類の隠匿や虚偽記載



○赤は英語ではレッド フランス語でルーージュ イタリア語でロッソ スペイン語でロッホ。似ているのも道理共通のルーツはラテン語。紀元前に中部ヨロッパで成立し、ロマ帝国の公用語だった。ゲルマン系の言語である英語の単語の約半分もラテン語からきている。ラテン語は死語ではなく、今でも授業を行っており ミサ曲や聖歌にも使われている。



などの隠ぺい、仮装に該当する場合には、これらの附帯税にかえて、重加算税が課されることになります。

重加算税は、過少申告加算税、不納付加算税にかえて課される場合には35%相当額、無申告加算税にかえて課される場合には40%相当額となります。

□延滞税

納期限までに納税（完納）されなかった場合には、未納税額に対して、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、年14.6%相当額の延滞税が課されることとなります。

ただし、納期限から2ヶ月間については、年14.6%ではなく、年4%に前年11月30日の基準割引率を加算した割合（平成21年分については、基準割引率が0.5%であるため、4.5%）とされています。

□利子税

申告期限が延長された場合で、納期限までに納付しなかったときは、延滞税ではなく、年4%に前年11月30日の基準割引率を加算した割合（平成21年分については4.5%）の利子税が課されることとなります。

なお、相続税、贈与税の場合には、利子税の割合が異なります。